参考資料２

厚生労働省 ひと、くらし、みらいのために Ministry of Health, Labour and Welfare

地域包括支援センター運営状況調査のwebシステム移行について

令和７年５月７日

厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課

地域づくり推進室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

地域包括支援センター運営状況調査のwebシステム移行について

- 介護保険最新情報Vol. 1271「「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化について（通知）」の一部改正について」（令和６年６月７日）※でお示ししたとおり、地域包括支援センター運営状況調査は、**令和7年度からweb上のシステムによる実施**に変更となります。

※ 介護保険最新情報 Vol. 1271 「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化 について（通知）」の一部改正について（令和6年6月7日）
https://www.mhlw.go.jp/content/001261921.pdf

- 介護サービス情報公表システムを用いて、各都道府県、各市町村及び各地域包括支援センターの各アカウントを使用し入力・報告をしていただくこととなります。

- システム改修の完了は６月末を予定しているため、現時点では実際に操作していただくことはできませんが、スケジュールや具体的な操作方法等について、以降の資料でご紹介します。ご参考としていただけましたら幸いです。

- ご質問があります場合は、厚生労働省 老健局 認知症施策・地域介護推進課 地域づくり推進室までお問い合わせください。（各センターからのご質問は市町村で、各市町村からのご質問は都道府県でおまとめの上問い合わせいただきますよう、ご協力をお願いいたします。）

目　次

1. 令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のスケジュール

2. webシステムでの入力・報告の流れ及び操作

3. インセンティブ交付金評価指標との連動

令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のスケジュール（予定）

- 令和7年度の調査実施は下記スケジュールを予定しています。システム移行に伴い、調査開始は**7月第一週**の予定です。

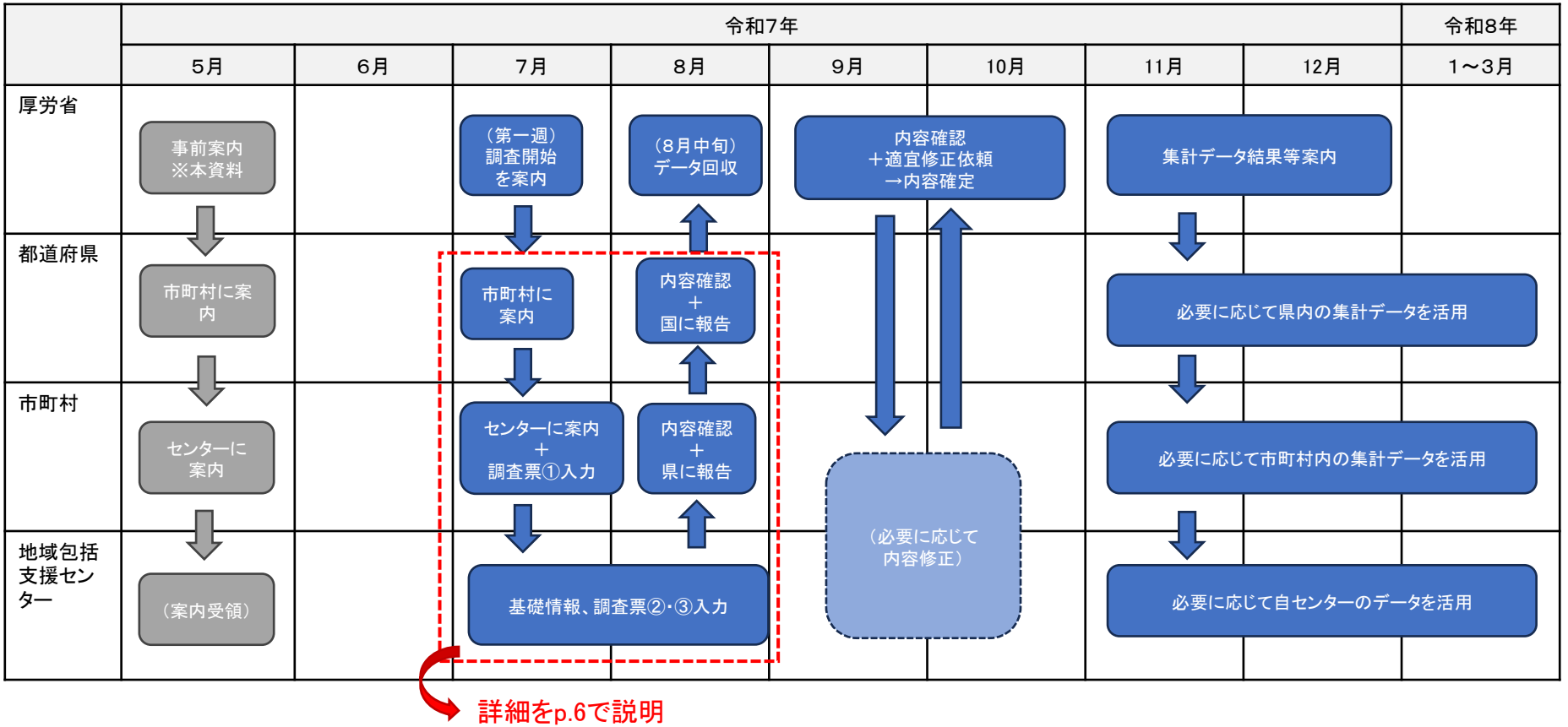

※ 令和7年度から「市町村集計表」及び「都道府県集計表」の提出はありませんが、各市町村においては管内の地域包括支援センター、各都道府県においては管内市町村の入力状況等をご確認いただき、厚生労働省に報告をお願いいたします。

目　次

1．令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のスケジュール

2．webシステムでの入力・報告の流れ及び操作

3．インセンティブ交付金評価指標との連動

webシステムでの入力・報告の流れ

● 都道府県、市町村、地域包括支援センターにおける入力・報告の流れは以下のとおりです。

	都道府県	市町村	地域包括支援センター
1	厚生労働省からの連絡を受けて、市町村に対して運営状況調査の入力依頼	都道府県からの依頼を受けて、センターに対して運営状況調査の入力依頼	
2		調査票①を入力（「一時保存」を押す）	基本情報 と 調査票②・③を入力（「確認して提出する」を押す）
3		センターから提出された調査票②・③を確認 その他、必要に応じて各センターの入力内容を確認・修正依頼	市町村から修正依頼があった場合は、「提出取消」を押して内容を修正の上「確認して提出する」を再度押す
4		調査票①についても「確認して提出する」を押す （※）調査票①Q10・11（センター数）における「通常型」＋「個別の担当圏域をもつ基幹型・機能強化型・それらを兼任」の合計数と、管内センターの提出数が一致していることを確認 （一致しない場合、エラーが出て確認画面に切り替わりません）	
5	管内市町村からの連絡を受け、内容確認後、厚生労働省に報告	市町村内のすべてのセンターが「提出済」となったら、各都道府県の報告方法に応じて、都道府県にその旨を報告	

（※）複数市町村で1か所のセンターを設置している場合は、入力方法が2パターンあります。該当市町村の間でご相談の上、入力しやすい方法をお選びください。

・各市町村とセンターがそれぞれ入力する方法：
センターアカウントを発行した市町村が調査票①のセンター数を「1」と入力。他の市町村は調査票①のセンター数を「0」とする。
センターは、センターアカウントで調査票②・③を入力。

・ひとつの市町村がセンター分を代理入力する方法：
代表の市町村が調査票①のセンター数を「1」と入力し、自市町村アカウントでセンターの調査票②・③を代理入力する。他の市町村は調査票①のセンター数を「0」とする。
（市町村アカウントでは、直営・委託を問わず、センターの調査票②・③の代理入力が可能です。）

webシステム上の操作

- 令和6年度まで使用していたExcelでの調査票から、介護サービス情報公表システム上での入力に変更となります。

【令和6年度まで】

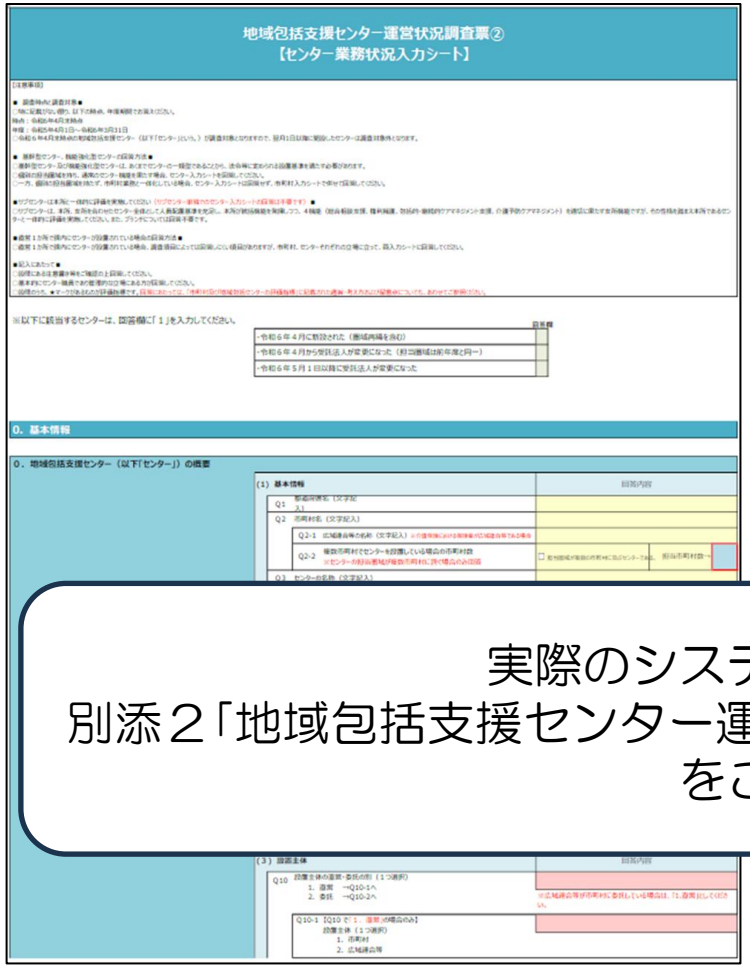

【令和7年度から】

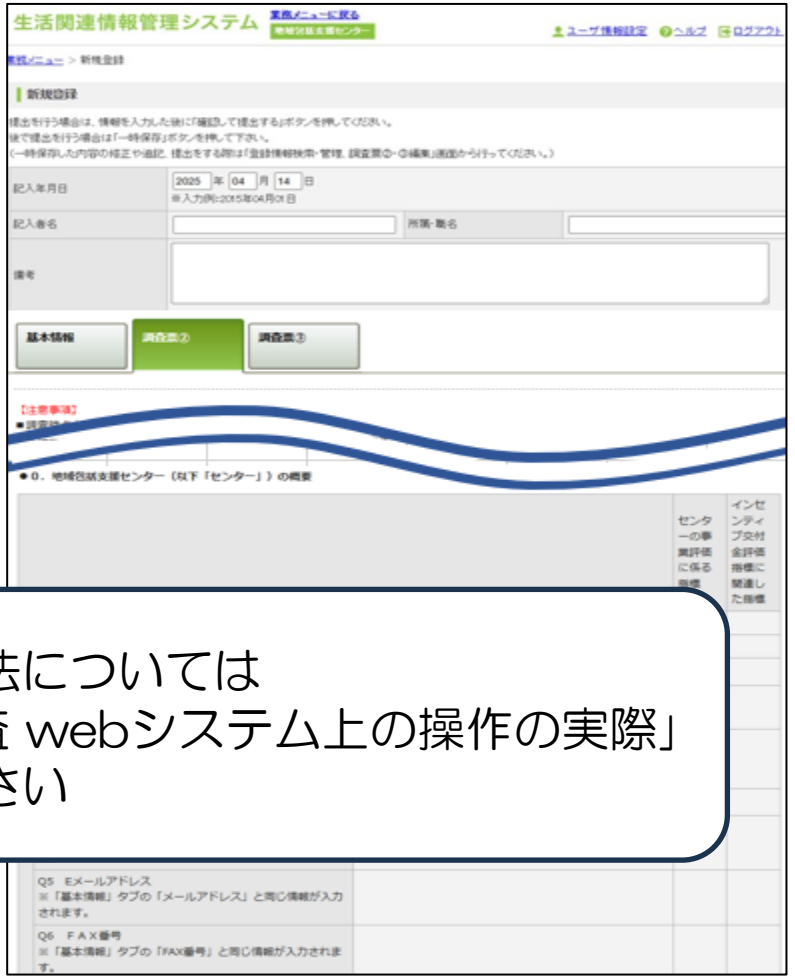

実際のシステム入力方法については
別添２「地域包括支援センター運営状況調査 webシステム上の操作の実際」
をご確認ください

目　次

1．令和7年度地域包括支援センター運営状況調査のスケジュール

2．webシステムでの入力・報告の流れ及び操作

3．インセンティブ交付金評価指標との連動

インセンティブ交付金評価指標との連動について①

- 保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金（インセンティブ交付金）の評価指標への反映については、右記のスケジュールをお示ししていたところです。

【参考】介護保険最新情報 Vol. 1271
「地域包括支援センターの事業評価を通じた機能強化 について（通知）」の一部改正について（令和6年6月7日）
https://www.mhlw.go.jp/content/001261921.pdf

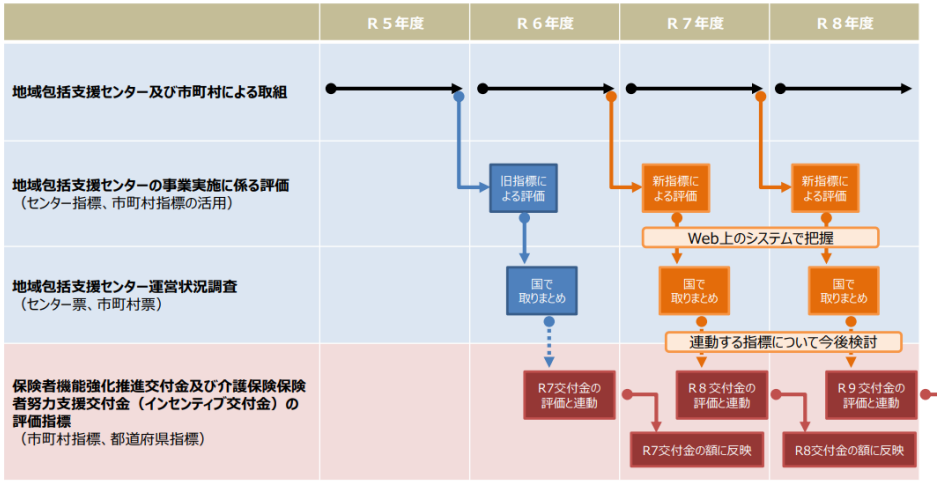

- 例年、翌年度のインセンティブ交付金評価指標が発出となるのが7月頃のため、地域包括支援センター運営状況調査の開始段階（7月第一週を予定）では、インセンティブ交付金評価指標に盛り込む項目を「案」としてお示しする予定です。インセンティブ交付金評価指標の発出後に、盛り込む項目の確定版について、別途改めて周知を行う予定としています。

		センターの事業評価に係る指標	インセンティブ交付金評価指標に関連した指標
(1) 活動目標17：担当圏域の居宅介護支援事業所の状況を把握し、地域のケアマネジャーの支援ニーズに基づいた対応を行う。			
Q66 担当圏域における居宅介護支援事業所のデータ（事業所ごとの主任介護支援専門員、介護支援専門員の人数等）を把握していますか。（今年4月末時点） ※把握した情報を、データまたは紙面で整備している場合に、「1.はい」とする。 ※市町村から共有されず、センターが把握していない場合は、「2.いいえ」とする。	1. はい 2. いいえ	17-A	○

インセンティブ交付金評価指標に盛り込む予定の項目が分かりやすくなるよう、webシステム上で「○」を付す予定。

インセンティブ交付金評価指標との連動について②

- 現段階（令和7年4月末時点）で、令和8年度インセンティブ交付金評価指標の「（管内市町村の）**地域包括支援センター事業評価の達成状況**」に盛り込むことを予定している項目は以下のとおりです。（今後変更の可能性もあるためご承知置きください。）

インセンティブ交付金評価指標	旧・センター事業評価指標		新・センター事業評価指標 ※いずれの取組内容も選択的項目は除く	
	市町村票	センター票	市町村票	センター票
ア　家族介護者支援を含む総合相談支援・権利擁護業務	1. (1) 組織・運営体制 10・11（2項目） 2. (1) 総合相談支援業務 20～25（6項目） 2. (2) 権利擁護業務 26～29（4項目） ⇒計12項目	1. (1) 組織・運営体制 10・11（2項目） 2. (1) 総合相談支援業務 20～25（6項目） 2. (2) 権利擁護業務 26～30（5項目） ⇒計13項目	3. 総合相談支援事業（家族介護者支援に関する内容が含まれる） 活動目標8・9（取組内容7項目） 4. 権利擁護事業 活動目標11（取組内容4項目） ⇒計11項目	3. 総合相談支援事業（家族介護者支援に関する内容が含まれる） 活動目標7～10（取組内容15項目） 4. 権利擁護事業 活動目標14（取組内容5項目） ⇒計20項目
イ　介護予防の推進・包括的・継続的ケアマネジメント支援業務・事業官連携に関する業務	2. (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 49～54（6項目） 2. (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 30～35（6項目） 3. 事業間連携 55～59（5項目） ⇒計17項目	2. (5) 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 46～50（5項目） 2. (3) 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務 31～36（6項目） 3. 事業間連携 51～55（5項目） ⇒計16項目	7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 活動目標20・21（取組内容10項目） 5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 活動目標13（取組内容5項目） 8. 包括的支援事業 活動目標23（取組内容4項目） ⇒計19項目	7. 介護予防ケアマネジメント・介護予防支援 活動目標23（取組内容5項目） 5. 包括的・継続的ケアマネジメント支援事業 活動目標17・18（取組内容8項目） 8. 包括的支援事業 活動目標25（取組内容4項目） ⇒計17項目
ウ　地域ケア会議に関する業務	2. (4) 地域ケア会議 36～48（13項目） ⇒計13項目	2. (4) 地域ケア会議 37～45（9項目） ⇒計13項目	6. 地域ケア会議 活動目標15～18（取組内容18項目） ⇒計18項目	6. 地域ケア会議 活動目標20～21（取組内容9項目） ⇒計9項目

※その他、地域包括支援センター運営状況調査の結果を用いることとされている「（管内市町村の）高齢者人口当たりの地域包括支援センターに配置される3職種の人数」と「（管内市町村の）生活支援コーディネーターの地域ケア会議への参加割合」については、従前の取扱いと同様とする予定。